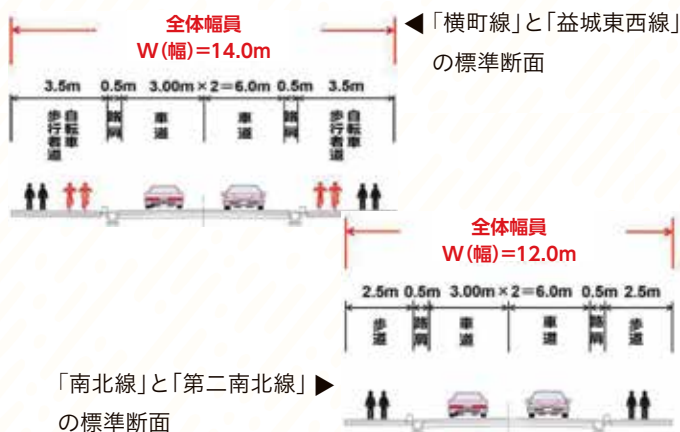




幹線道路ネットワーク 整備状況

町では、熊本地震の教訓を生かし、歩道を備え安全性が高く、さらに災害時にも機能を発揮する幹線道路ネットワークの整備を進めています。

整備する幹線道路は、「横町線」、「益城東西線」、「南北線」、「第二南北線」(各道路の位置は上図参照で、上図の赤線の区間については、平成30年10月に都市計画事業の認可を受けています。現在は、用地測量、建物などの調査、補償金算定、用地交渉を進めています。



◎買い取り請求について

上図において、赤線区間に土地を所有している人は、町に対して土地の時価で買い取ることを請求できます。ただし、土地がさら地の場合に限ります。

(都市計画法第68条)

◎代替地情報について

町では、事業用地を提供した人の移転先や代替地として、自身が持つ土地を売却しても良いと考えている人からの情報を求めています。代替地として土地を売却した場合、税の優遇措置を受けることができます。

(租税特別措置法第34条の2第2項第2号)

【注意点】

- ・情報提供された土地については、町から事業用地提供者(代替地を求めている人)に紹介します。ただし、全ての土地について紹介できるとは限りません(買い取りを約束できるものではありません)ので、ご了承ください。
- ・代替地にできる土地は、相続登記が完了しており、抵当権などの設定がなく、所有権移転が可能な土地に限ります。

問い合わせ 新庁舎・復興まちづくり支援施設(仮称)に関すること
幹線道路ネットワークに関すること

新庁舎等建設課
街路課 用地対策係

☎ 286 - 3312

☎ 286 - 3171